

議案第127号

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例

川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

(3) 回数乗車料金

回数乗車券	210円券28枚つづり	5,000円
	110円券10枚つづり	1,000円
	60円券23枚つづり	1,000円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

回数乗車券の種類を変更するため、この条例を制定するものである。